

# 沖縄県LPガス災害対策要綱

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会  
LPガス部会

## 沖縄県LPガス災害対策要綱

はじめに

平成23年3月11日に宮城県沖を震源地として、マグニチュード9.0最大震度7という広範囲における大地震が発生し、この地震によって波高10m以上、最大遡上高40.5メートルにも上る巨大な津波による大災害をもたらしました。

この災害による死者・行方不明者は約2万人、建築物の全半壊は27万戸以上に上り、避難者は40万人以上を数え、東北と関東の広域にて各種ライフラインが寸断された。停電世帯800万戸以上、断水世帯180万戸以上等、甚大な被害をもたらす歴史上最悪の大震災（以下「東日本大震災」という。）となった。

東日本大震災における被害が甚大であったことから、復旧時におけるLPガスの問題点や課題について、「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」経済産業省並びに高圧ガス保安協会により地震対策マニュアル分科会が組織され、「LPガス災害対策マニュアル」が作成されました。

我が沖縄県においては、この「LPガス災害対策マニュアル」を踏まえ、より沖縄に相応しい形の災害対策の在り方を追求するため、「沖縄県LPガス災害対策要綱検討委員会」を組織し、沖縄の実情に沿うよう一言一句確認し検討をいたしました。

本「沖縄県LPガス災害対策要綱」は、マニュアルや相互応援ルールも含め災害時において、災害対策の即応体制や日常における災害対策など、より実効性のあるものと考えており、関係各位におかれましては、本書を十分にご活用頂き、LPガス消費者へ、より一層の安全・安心を与えるエネルギー事業者として、可能な限り、設備面や体制面の強化を図ることをお願いいたします。

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会  
沖縄県LPガス災害対策要綱検討委員会

# 「沖縄県LPガス災害対策要綱」の制定について

かねてより検討事項でございました「LPガス災害対策要綱」の作成について、下記委員において検討を進めて参りました結果、平成26年12月8日に開催されましたLPガス部会委員会において承認され制定されました。

会員各位におかれましては、この「LPガス災害対策要綱」を十分確認いただき今後の災害対策にお役立て下さいますようお願い申し上げます。

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会  
LPガス部会 部会長 渡口 彦則

記

## 検討委員会

LPガス部会副部会長 平良 政順（那覇総合ガス株式会社）  
委員長 福原 徹（福原プロパン）  
副委員長 玉城 聰（沖縄協同ガス株式会社）  
委員 上運天 清（株式会社りゅうせき）  
委員 田中 章博（マル斗産業株式会社）  
委員 渡嘉敷 研（エッカ石油株式会社）  
委員 宮城 秀治（株式会社白石）  
委員 仲田 達実（アジア石油ガス株式会社）  
事務局 有銘 豊

## 検討委員会開催状況

- 第1回 平成26年7月17日（木）10時～12時  
1. 委員長・副委員長の選任  
2. 今後の委員会の流れ  
3. LPガス災害対策マニュアル説明（KHK作成）
- 第2回 平成26年8月13日（水）13時～17時  
1. 沖縄県LPガス災害対策要綱(案)等の内容検討について  
①要綱、マニュアル、相互応援ルールについて協議
- 第3回 平成26年9月25日（木）13時30分～16時30分  
1. 沖縄県LPガス災害対策要綱(案)等の内容検討について  
①要綱、マニュアル、相互応援ルールについて協議
- 第4回 平成26年10月3日（金）13時30分～16時30分  
1. 沖縄県LPガス災害対策要綱(案)等の内容検討について  
①清書された要綱等の再確認  
②各様式(案)作成検討
- 第5回 平成26年11月17日（月）13時30分～16時30分  
1. 沖縄県LPガス災害対策要綱(案)等の検討  
①要綱・マニュアル・相互応援ルールの最終確認  
②各様式(案)の最終確認

## 沖縄県LPガス災害対策要綱目次

沖縄県LPガス災害対策要綱	1
沖縄県LPガス災害対策マニュアル	5
沖縄県LPガス災害時相互応援ルール	9
沖縄県市町村別消費世帯数調査票【資料1-1】	11
LPガス被災状況緊急連絡書【資料1-2】	12
LPガス被災状況報告書【資料1-3】	13
LPガス被災状況報告書【資料1-4】	14
行政関係への連絡文書【資料2】	15
災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定(例)【資料3-1】	16
LPガス災害時の注意事項(報道機関向け)【資料3-2】	18
LPガス(プロパンガス)をお使いの方へ【資料4】	19
応急点検票【資料5-1】	20
消費者への周知・不在者宅への措置(例)【資料5-2】	21
応援者の心構え(例)【資料6-1】	22
応援者が持参する資機材等【資料6-2】	23
災害応援者受付表(県内)【資料6-3】	24
災害応援者受付表(県外)【資料6-4】	25
石油商業協同組合との協定(例)【資料7】	26
緊急通行車両事前届け出に関するお知らせ【資料8】	27
災害に有効な設備対策【資料9】	29

# 【沖縄県LPガス災害対策要綱】

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会

## 第 1 章 総 則

(目的)

### 第 1 条

この要綱は、災害によって沖縄県内に重大な被害が発生、若しくは発生の恐れのある場合に、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会(以下「部会」という。)がLPガス部会会員(以下「会員」という)相互と地域社会への協調支援を基本とした即応体制を確立し、県内におけるLPガスの保安確保及び安定供給に万全を期することを目的とする。

(適用)

### 第 2 条

この要綱は、次の場合に適用する。

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 沖縄県が災害対策本部を設置した場合
- (3) 風水害により地域に重大な被害が発生した場合
- (4) 指定地方公共機関の部会としての職務が発生した場合
- (5) その他LPガス部会部会長(以下「部会長」という。)が必要と認めた場合

## 第 2 章 組 織

(災害対策本部)

### 第 3 条

第1条の目的達成のため、部会長は部会内に沖縄県LPガス災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

- 2 部会長が前項の職務を実行できないときは、予め定められた順に従い副部会長が代行する。
- 3 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には部会長、副本部長には副部会長をもってあてる。
- 4 本部には総務班、情報班、供給点検班等を設け、統括班長には副部会長又は専務理事のいずれかをもってあてる。
- 5 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは本部を解散する。
- 6 本部が被災し、その機能が果たせない場合には、被災していない地域の卸元を本部として機能させる。

(現地対策本部の設置)

### 第 4 条

本部長は、必要に応じて沖縄県LPガス災害現地対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

- 2 現地本部には現地本部長及び現地副本部長を置く。現地本部長及び現地副本部長は本部長が指名する。
- 3 現地本部には総務班、情報班、供給点検班等を設け、統括班長は現地本部長をもってあてる。または、指名する。
- 4 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは現地本部を解散する。

(災害発生時の支援)

#### 第 5 条

被災地域以外の会員は、この要綱の目的を達成するため、本部長の要請に従い支援活動にあたることとする。

### 第 3 章 職 務

(本部の職務)

#### 第 6 条

本部は、本部長の指示に従って次の職務にあたる。

- (1) 災害関係情報の収集・分析・伝達
- (2) 現地本部の活動支援及び要請受諾
- (3) 支援者等との連絡調整
- (4) 指定地方公共機関としての業務
- (5) 国・県及び他の関係機関等との連絡調整
- (6) 広報活動
- (7) LPガス及び関連器材の緊急調達（沖縄県及び市町村との「災害時における協定書」を含む。）
- (8) その他

(現地本部の職務)

#### 第 7 条

現地本部は現地本部長の指示に従って、次の職務にあたる。

- (1) 被災状況の把握及び本部への情報提供
- (2) 被災事業者の実態把握及び本部への支援要請
- (3) 応援要員等との連絡調整
- (4) 広報活動
- (5) 第9条及び第10条の立案並びに指示
- (6) その他

(協会職員の職務)

#### 第 8 条

協会職員は、第3条の規定に従い、速やかに事務所に参集して本部の設置に備えるとともに、本部設置後はその機能を最大限発揮できるよう関係業務の調整にあたる。

(会員の職務)

#### 第 9 条

会員は、本部又は現地本部の指示に従い職務に従事し、LPガスによる災害の発生又

は災害拡大の防止活動を行う。

会員の職務は次のとおりとする。

- (1) 被災状況の現地本部への報告
- (2) 緊急対応措置の実施
- (3) 広報活動
- (4) 公共施設・避難場所への応急供給の実施
- (5) 緊急保安活動状況の現地本部への報告
- (6) LPガス及び関連器材の緊急輸送
- (7) その他

#### 第 4 章 雑 則

(事後処理)

##### 第 10 条

この要綱に定める災害活動等の事後処理は、LPガス関係事業者の責務と協調のもと速やかに、安全に執り行う。

(費 用)

##### 第 11 条

この要綱により発生する費用の拠出については、本部において裁定するものとする。  
なお、支援要員には手当てを支給しないものとする。

(細 目)

##### 第 12 条

前各条に定めるもののほか、その他必要事項については、本部長及び現地本部長の判断により決定する。

(準 用)

##### 第 13 条

この要綱は、他の都道府県協会等から支援要請があった場合にも準用する。

(その他)

##### 第 14 条

この要綱の実施に関して、必要な事項は別に定める。

附則 この規定は、平成26年12月8日 制定

# 【沖縄県LPガス災害対策マニュアル】

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会

このマニュアルは、一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会の制定した「沖縄県LPガス災害対策要綱」に基づき、会員が災害対策等を実効あるものとするため、日常業務、災害発生後の緊急対応、応急点検、復旧措置等について定めたものである。

## 1 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生時の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。
- (2) 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておく。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- (4) 通常時から一般消費者等に、災害発生時等にとるべき対応についての啓発を図っておく。
  - ア 使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止すること。
  - イ ガス漏れ等の異常に気付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。
  - ウ マイコンメータの復帰方法について周知すること。
- (5) 非常用の資機材（カセットボンベ、単段式調整器等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電装置について日常から確保しておく。

## 2 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、以下のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメータ等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する対震自動ガス遮断装置の設置
- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化
- (5) 燃焼器用ホースの使用
- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工
- (8) 保安業務用機器並びに携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保



(9) その他有効な設備対策

### 3 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認

### 4 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のことがらを実施する。

#### (1) 被害状況の確認

次の要領により、LPガス設備の被害状況を確認する。

##### ア 確認順位

確認は、LPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、以下の施設順位とする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

##### イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- a 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- b 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

#### (2) 二次災害防止のための措置

##### ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

##### イ 広報活動【資料4】

震度“5強”以上の地震が発生した地域又はLPガス設備が冠水した施設において、次章“5 応急点検”で定める安全確認によりLPガス設備に異常が無いと確認されるまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

### 5 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給再開に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短時間で多数のLPガス設備に対して実施する必要があり、またガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために以下の要領によることとする。

(1) 応急点検順位

応急点検は供給停止の及ぼす影響の大きさを勘案し、原則として以下の順位で実施することとする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 集合住宅
- c 一般住宅
- d 業務用施設
- e その他

(2) 応急点検事項【資料5-1】

応急点検は、原則として以下の要領で実施することとする。

- a ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメータで漏えい検査を実施する。(マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)
- b 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがなければ目視で確認する。
- c 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。
- d 冠水した調整器、マイコンメータ等は必ず交換する。

(3) 周知【資料5-1】【資料5-2】

応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。

(4) 不在宅への措置【資料5-2】

消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置く。

6 復旧措置

緊急対応、応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には、原則として、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととする。

7 災害状況報告

(1) 災害発生直後の情報収集

協会は、県内で震度5強以上の地震・風水害等が発生し、被害が重大なため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、各卸元と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早急に行う。

また、被害状況を取りまとめ【資料 1-2】で全国LPガス協会に報告する。

(2) 会員の報告

会員は、沖縄県内で震度 5 強以上の地震・風水害等が発生した場合は、【資料 1-3】で各卸元へ報告する。うりずん会・宮古・八重山支部については直接協会へ報告する。

(3) 各卸元の報告

各卸元は、会員からの災害状況報告を【資料 1-3】で速やかに取りまとめて協会へ報告する。

(4) 復旧状況の報告

災害復旧した場合は、【資料 1-3】を用いて、同様に報告する。

8 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又はLPガス販売事業者自らが被災した場合は、地域のLPガス販売事業者、各卸元、保安機関等が協力して、災害対策本部が行うローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。

別途、災害時の相互応援時の取り決めとして、【沖縄県LPガス災害時相互応援ルール】を定める。

9 避難場所等の情報の確認等

災害時に備えて、沖縄県または市町村の指定する避難場所等の確認を行い、災害発生時のLPガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法等を沖縄県または市町村もしくは避難場所等管理者と協議し、防災訓練等において実態を確認する。

10 資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認

災害発生時に行う緊急対応、応急点検等に必要な資機材の保管場所、また、他地域からの応援要員の宿泊施設や受け入れができる施設等の確認を行う。

# 【沖縄県LPガス災害時相互応援ルール】

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会

(趣旨)

## 第1条

沖縄県内のLPガス販売事業者(以下「会員」という。)は、県内に大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又は会員自らが被災した場合には、地域及び住民がLPガスを安全に使用するため、【沖縄県LPガス災害対策マニュアル】に基づき、被災した会員がLPガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとし、必要な事項について以下のとおり定めるものとする。

なお、緊急対応・応急点検以外の相互の応援については、必要に応じて定める。

(応援の内容)

## 第2条

緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

- ア 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず県協会LPガス部会(以下「部会」という。)として実施する。
- イ 緊急対応・応急点検は原則2人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わない。
- ウ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているLPガス販売事業者が実施する。

(応援要請の手続)

## 第3条

応援を受けようとする会員また卸元は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 緊急対応・応急点検に必要な物資・資機材の搬入  
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- ウ その他、必要な事項

(情報交換)

#### 第4条

会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、各卸元又は地域ごとに、緊急対応・応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

#### (訓練の参加)

#### 第5条

会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、各卸元又は地域ごとに、緊急対応・応急点検、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

#### (防災体制の強化等)

#### 第6条

部会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図、緊急対応・応急点検要員の確保のため有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 部会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて沖縄県または市町村への協力を求める等、連携を強化することとする。

#### (補則)

#### 第7条

このルールに定めのない事項は、その都度、部会委員会において協議して定める。